

愛南町の給与・定員管理等について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の給与・定員管理等を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	27,087	16,970,583	516,495	3,864,894	22.8	21.9

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計（一般・同和・温泉）決算です。

2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 平成18年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成19年度	517	1,754,701	269,506	703,292	2,727,499	5,276	5,411

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 給与費は、当初予算に計上された金額です。

4 職員数は予算計上数値であり、平成19年4月1日現在の職員数とは一致しません。

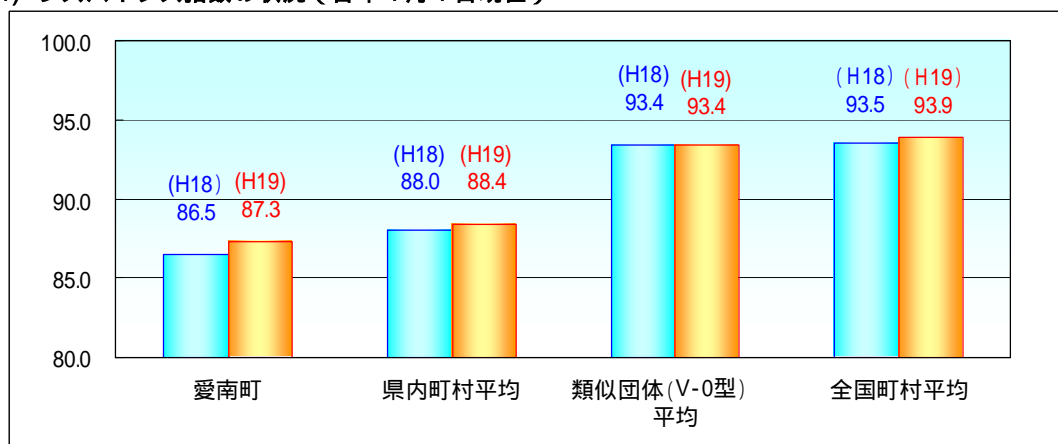
(3) 特記事項

特別職の給料月額を愛南町特別職の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第14号)に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・ 町長 : 給料月額 10.0%減額(770,000円 693,000円)
- ・ 副町長 : 給料月額 8.0%減額(625,000円 575,000円)
- ・ 収入役及び教育長 : 給料月額 7.0%減額(570,000円 530,100円)

管理職手当の見直しを行い、平成19年4月1日より 2.0%減額支給しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数です。

上記の本町ラスパイレス指数は、本町の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

2 市町村の類似団体は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により分類しています。

(人口)平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口、(産業構造)平成17年国勢調査による。

【V-0型】人口20,000人以上で、産業構造 次、次80%未満の町村(20団体)

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	愛媛県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
平成19 年度	円 400,692	円 398,538	円 2,154	% 0.01	% 0.54	行(一)1級:1.1% 行(一)2級:0.6%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	愛媛県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
平成19 年度	月 4.48	月 4.45	月 0.03	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
愛南町	43.7 歳	285,913 円	384,100 円	351,900 円
愛媛県	43.8 歳	351,561 円	434,470 円	385,107 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
類似団体	43.9 歳	329,441 円	380,259 円	355,467 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
愛南町	51.0 歳	64 人	228,548 円	237,169 円	235,567 円	-	-	-	-
うち用務員	49.6 歳	26 人	214,750 円	219,250 円	219,250 円	用務員	53.7 歳	228,900 円	0.96
うち自動車運転手	42.8 歳	3 人	225,200 円	256,300 円	253,900 円	自家用乗用 自動車運転手	52.5 歳	286,200 円	0.90
うち清掃職員	57.3 歳	2 人	246,100 円	256,400 円	251,400 円	廃棄物処理 事業従業員	43.3 歳	300,100 円	0.85
うち学校給食員	51.3 歳	13 人	241,138 円	254,354 円	248,454 円	調理士	41.5 歳	256,800 円	0.99
うちその他 技能労務職	52.1 歳	20 人	237,050 円	244,580 円	244,130 円	-	-	-	-
愛媛県	45.9 歳	500 人	323,506 円	367,580 円	345,063 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	-	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	48.3 歳	-	283,897 円	303,677 円	295,883 円	-	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 「民間データ」は、「賃金構造基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似すると思われる職種の労働者のデータを総務省において再計算(平成16年から平成18年の3ヶ年平均)したものであるが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示したものです。
 4 数値のない欄については、「ハイフン(-)」としています。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	愛 南 町	愛 媛 県	国	
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	種 179,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	種 170,200 円
	高校卒	134,000 円	-	-
技能労務職	中学卒	120,200 円	-	-
	高校卒	134,000 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成19年4月1日現在）

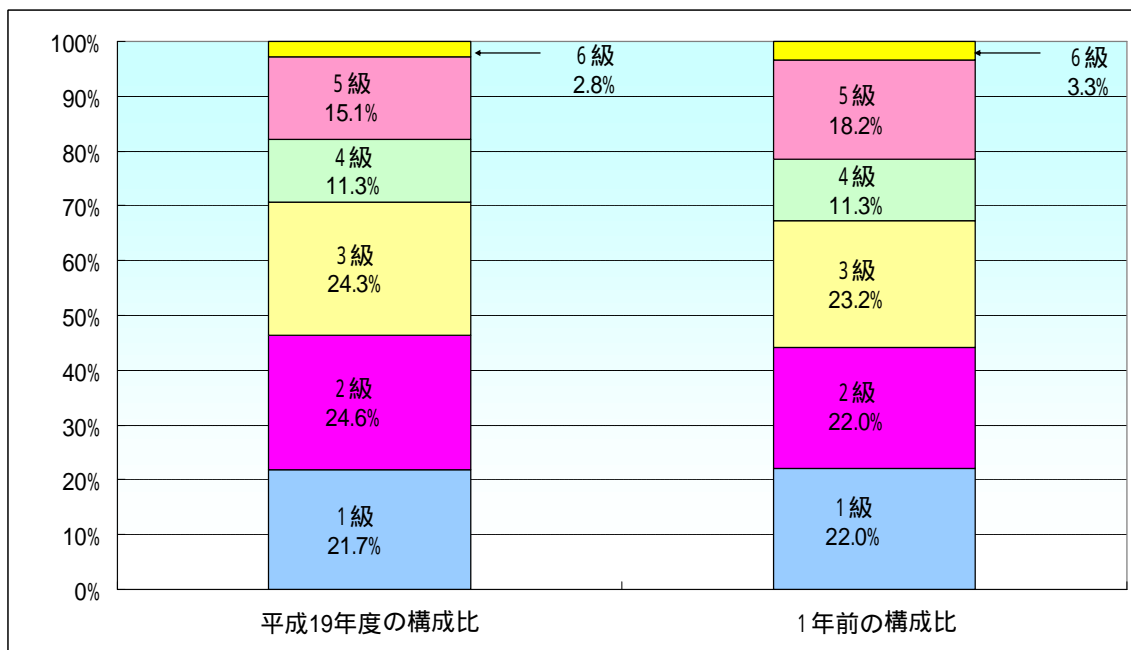
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	213,944 円	245,231 円	290,018 円
	高校卒	201,240 円	231,806 円	255,750 円
技能労務職	高校卒	218,150 円	203,500 円	231,400 円
	中学卒	171,800 円	193,240 円	212,371 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総括課長	9人	2.8%
5級	課長	47人	15.1%
4級	課長補佐	35人	11.3%
3級	係長・主任	75人	24.3%
2級	主査	76人	24.6%
1級	主事	67人	21.7%

- (注) 1 愛南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、毎年1回定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等に活用しています。

勤務評定による昇給区分は以下のとおりです。

昇給区分	評定区分	A	B	C	D	E
		特にすぐれている	すぐれている	普通である	普通よりも劣る	よくない
54歳以下	号給数	8以上	6	4	2	0
55歳以上	号給数	4以上	3	2	1	0

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成18年度）

区 分	愛南町		愛媛県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
1人当たりの平均支給額	1,372千円		1,805千円		-	

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、年2回勤務成績の評定を行い、勤勉手当成績率に反映し、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤勉手当へ反映しています。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

区 分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額	3,195千円	22,831千円		
退職手当の調整額	職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

平成18年度 決算	支給実績		6,020千円		
	支給職員1人当たり平均支給年額		98,689 円		
	職員全体に占める手当支給職員の割合		11.5%		
平成19年度	手当の種類(手当数)		9		
手当の名称		主な支給対象業務職員	左記職員に対する支給単価		
税徴収等手当		町税の徴収に関する事務に従事した職員	日額250円		
防疫作業手当		感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員	日額700円		
		感染症の病原体に付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員			
		家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員			
野猿駆除手当		野猿駆除に従事した職員	1回2,000円		
行旅病死人等収容手当		行旅病人の収容作業に従事した職員	1回1,000円		
		行旅死亡人の収容作業に従事した職員	1回3,000円		
ごみ処理・し尿処理手当		ごみ処理及びし尿処理に従事した職員	月額5,000円		
火葬業務・火葬処理手当		やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員	月額5,000円		
夜間勤務手当	あけぼの荘	あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員	日額250円		
	環境衛生センター	環境衛生センターにおける夜間ごみ焼却業務に従事した職員	1回1,000円		
消防職手当		消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者（事務専従職員は、支給対象外）	月額5,000円		
救急出動手当		救急救助業務に従事した職員（1回1人）	管内	1回250円	
			管外	25km未満	1回1,000円
				25km以上 100km未満	1回2,000円
				100km以上	1回3,000円

(4) 時間外勤務手当

平成18年度 決算	支給実績		76,156 千円
	職員1人当たり平均支給年額		191 千円
平成17年度 決算	支給実績		88,847 千円
	職員1人当たり平均支給年額		215 千円

(5) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内 容			支給単価	国 制 度 と の 異 同	国 制 度 と の 異 同 内 容	平成18年度決算		
							支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額	
扶養手当	配偶者			13,000 円	同	-	65,569千円	250千円	
	配偶者以外	1人目	配偶者有	配偶者が扶養親族	6,000 円	同			-
			配偶者が非扶養親族	6,500 円	同	-			
		配偶者無		11,000 円	同	-			
		2人目		6,000 円	同	-			
		3人目		5,000 円	同	-			
満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以後の最初の年度末までの子			(1人につき) 5,000円加算	同	-				
住居手当	持家居住者 (取得後5年間まで)			2,500 円	同	-	20,544千円	196千円	
	借家居住者 (最高支給限度額)			27,000 円	同	-			
通勤手当	交通用具使用者						18,405千円	50千円	
	片道5km未満			2,000 円	同	-			
	片道5km以上10km未満			4,100 円	同	-			
	片道10km以上15km未満			6,500 円	同	-			
	片道15km以上20km未満			8,900 円	同	-			
	片道20km以上25km未満			11,300 円	同	-			
	片道25km以上30km未満			13,700 円	同	-			
	片道30km以上35km未満			16,100 円	同	-			
	片道35km以上40km未満			18,500 円	同	-			
	片道40km以上45km未満			20,900 円	同	-			
	片道45km以上50km未満			21,800 円	同	-			
	片道50km以上55km未満			22,700 円	同	-			
	片道55km以上60km未満			23,600 円	同	-			
片道60km以上			24,500 円	同	-				
公共交通機関使用者 最長6箇月の定期券等の価格による 運賃等相当額			(最高支給限度額) 55,000 円	同	-				
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町長が規則で指定するもの			給料月額に100分の25を超えない範囲で一定率を乗じた額	同	-	31,113千円	519千円	
宿日直 手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を命ぜられたとき			4,200円/回 ほか	同	-	15,677千円	87千円	

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額等		平成18年度期末手当支給割合		
	減額後	(減額前)	6月期	12月期	計
給料	町長	693,000円 (770,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	副町長	575,000円 (625,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	収入役	530,100円 (570,000円)	1.60月分	1.70月分	3.30月分
報酬	議長	286,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分
	副議長	227,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分
	議員	181,000円 (-)	1.625月分	1.725月分	3.35月分

(注) 特別職の給料月額は、愛南町特別職の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第14号)に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・ 町長 : 給料月額 10.0%減額(770,000円 693,000円)
- ・ 副町長 : 給料月額 8.0%減額(625,000円 575,000円)
- ・ 収入役 : 給料月額 7.0%減額(570,000円 530,100円)

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
行政事務	1人	1人	2人	-	-	0人	-	-	0人
消防隊員	-	-	0人	1人	-	1人	-	-	0人
管理栄養士	-	-	0人	-	-	0人	1人	-	1人
看護師	-	-	0人	-	-	0人	-	1人	1人
社会福祉士	-	-	0人	-	-	0人	-	1人	1人
合計	1人	1人	2人	1人	0人	1人	1人	2人	3人

(2) 職員の退職の状況（平成19年3月31日現在）

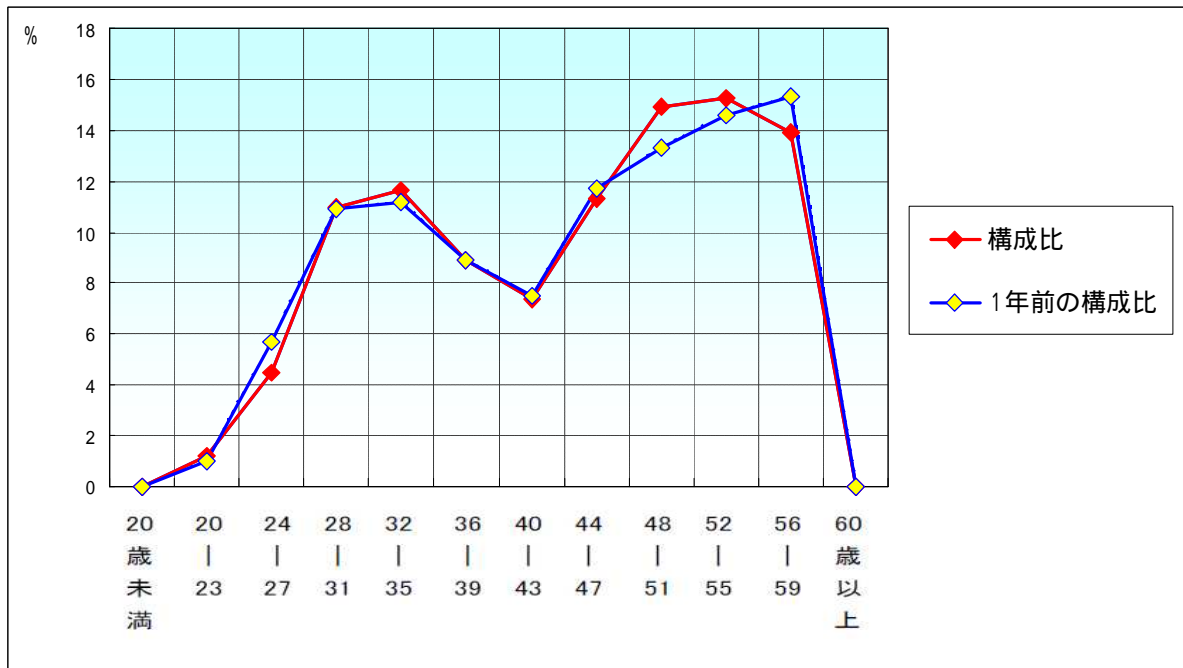
区分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職	10人	6人	16人	5人	2人	7人	-	1人	1人
定年前退職	-	4人	4人	1人	1人	2人	1人	7人	8人
合計	10人	10人	20人	6人	3人	9人	1人	8人	9人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成18年	平成19年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	78人	72人	6人	支所等における事務の統廃合による減員
	税務	15人	15人	0人	
	民生	152人	138人	14人	保育所統廃合縮小等による減員
	衛生	61人	58人	3人	支所保健センター等の事務の統廃合による減員
	農林水産	33人	33人	0人	
	商工	12人	11人	1人	退職不補充による減員
	土木	21人	19人	2人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	375人	349人	26人	
特別行政部門	教育	110人	107人	3人	社会教育課と文化スポーツ振興課の統合による減員
	消防	45人	45人	0人	
	小計	155人	152人	3人	
公営企業等会計部門	病院	44人	38人	6人	病院統合に伴う減員
	水道	16人	15人	1人	事務の統廃合縮小による減員
	交通	5人	5人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	20人	23人	3人	地域包括支援センターのスタッフ充実による増員
	小計	86人	82人	4人	
合計		616人	583人	33人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数（教育長1人除く。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等（平成18年及び平成19年6人）を除いています。

(4)年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	26人	64人	68人	52人	43人	66人	87人	89人	81人	0人	583人
構成比	0.0%	1.2%	4.5%	11.0%	11.7%	8.9%	7.4%	11.3%	14.9%	15.3%	13.9%	0.0%	100%

(注) 職員数は一般職に属する職員数（教育長1人除く。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等（平成18年及び平成19年6人）を除いています。

(5)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
625人	543人	82人	13.1%

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

厳しい行財政の環境の下、国・地方を通じて行財政改革の推進が喫緊の課題となっており、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、極力定員管理の縮減を行うとともに、増員の抑制をすること、あわせて、限られた人的資源を有効活用するために職員の資質の向上を図り、適材適所等により貴重な人材の有効活用を進めていくことが必要となります。

本町においても、町民サービスの低下を招くことがないよう配慮しながら、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、ICT化の推進等により職員数の抑制に取り組めます。

職員の増員については、専門分野（医療職、消防職員等）の職員を中心に、原則として退職した職員の2割程度の補充とし、適正な職員配置に努め、平成17年度から5年間で82人（13.1%）の職員数削減を目標とし、平成22年4月1日現在において職員数は543人（地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員等を含み、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等除く。）となる予定です。

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

区分		平成16年 計画前年	平成17年 1年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成16～19年 計	(参考) 数値目標
一般行政 部門	減員		23人	23人	28人	74人	
	増員		11人	11人	2人	24人	
	差引		12人	12人	26人	50人	(100.0%)
	職員数	399人	387人	375人	349人	349人	349人

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年までの5年間です。

2 平成16年の職員数は平成16年10月1日現在、平成17年以降の職員数は各年4月1日現在となっております。

3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

(参考)

区分		平成16年 計画前年	平成17年 1年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成16～19年 計	(参考) 数値目標
特別行政 部門	減員		0人	0人	3人	3人	
	増員		4人	3人	0人	7人	
	差引		4人	3人	3人	4人	(100.0%)
	職員数	148人	152人	155人	152人	152人	152人
公営企業 等会計	減員		1人	4人	7人	12人	
	増員		3人	4人	3人	10人	
	差引		2人	0人	4人	2人	(100.0%)
	職員数	84人	86人	86人	82人	82人	82人
計	減員		24人	27人	38人	89人	
	増員		18人	18人	5人	41人	
	差引		6人	9人	33人	48人	(100.0%)
	職員数	631人	625人	616人	583人	583人	583人

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時30分	廃止	60分間	土・日曜日

- (注) 1 平成19年4月1日より休憩時間(15分間×2回)を廃止し、休憩時間を45分60分に変更しました。
- 2 上記変更により、終業時間を17時30分までとし、15分間延長しました。
- 3 勤務場所によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。
- 4 各種申請等の窓口業務のある担当課では、交代で休憩しています。

(2) 休暇

種類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等	
年次有給休暇		1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日)	
病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間	
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な休暇) 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇など	公民権の行使	必要と認められる期間
		産前休暇	週間以内に出産する予定である職員が申し出た期間
		産後休暇	出産後8週間を経過する日までの期間
		忌引	父母の場合7日など
		結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
夏季休暇		3日の範囲内の期間	
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成18年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	-	-	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	-	-	-	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	-	-	-	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	-	-	0件
失職した場合	第28条第4項	-	-	-	-	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。
 2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分（平成18年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	-	-	-	-	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	-	-	-	-	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	-	-	-	-	0件
合 計		0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。
 2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇（平成18年1月1日～同年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
14,589日	2,481.5日	366人	6.8日	17.0%

(注) 1 全対象職員数とは、平成18年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り当該期間の中途に採用された者及び退職された者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

2 総付与日数とは、平成18年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（平成18年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者数	-	12人	12人
うち新規取得者数	-	6人	6人
部分児休業取得者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	-	-	0人
うち新規取得者数	-	-	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員育児休業等に関する法律第9条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しております。

区 分		研 修 名 等	
職場内研修		新採職員研修、接遇接客研修、法制執務研修、人事評価研修、人権教育研修、環境基本条例研修ほか	
職場外研修	階層別研修	新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修ほか	
		法令コース	行政法講座、民法講座、地方自治法講座
	能力開発研修	政策形成コース	政策立案講座、政策法務講座、公共マーケティング講座、問題解決能力講座
		対人能力コース	折衝力・交渉力講座、プレゼンテーション講座、クレーム対応講座、ロジカルシンキング講座
		管理能力コース	マネジメント能力講座、意思決定能力講座、広報とマスコミ対応講座
		行政経営コース	県民との協働推進講座、CS（生活者満足度）向上講座
		行政事務コース	法人会計講座（複式簿記入門コース、営利法人コース）
	派遣研修	専門研修機関	市町村アカデミー、国際文化アカデミーほか

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（平成18年度）

区 分	概 要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、下記内容の職員定期健康診断を行いました。 (健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん(40歳以上男性対象)検査、腎機能痛風検査、糖尿病検査、乳がん検査
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（平成19年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（平成18年度普通会計決算）

区 分		負担金額
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合	493,732千円
	愛媛県公立学校共済組合	19,400千円
愛媛県市町村互助会		3,671千円

(4) 公務災害の状況（平成18年度）

平成17年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成18年度末現在未処理件数
0件	1件	1件	0件	0件	0件

(5) 通勤災害の状況（平成18年度）

平成17年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成18年度末現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成18年度）

区 分	平成17年度 末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成18年度 末係属件数
給 与	-	-	-	-
旅 費	-	-	-	-
勤務時間	-	-	-	-
休 暇	-	-	-	-
執務環境	-	-	-	-
福利厚生	-	-	-	-
任 用	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年度）

区 分	平成17年度 末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成18年度 末係属件数
分 限 処 分	降 任	-	-	-
	休 職	-	-	-
	免 職	-	-	-
懲 戒 処 分	戒 告	-	-	-
	減 給	-	-	-
	停 職	-	-	-
	免 職	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。